建築士事務所の登録

建築士又は建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、次の業務を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、北海道知事が指定した指定事務所登録機関（一般社団法人北海道建築士事務所協会）の登録を受けなければなりません（建築士法第２３条、第２３条の２、第２６条の４）。

無登録業務は建築士法第２３条の１０で禁止されています。

１．建築物の設計
２．建築物の工事監理
３．建築工事契約に関する事務
４．建築工事の指導監督
５．建築物に関する調査若しくは鑑定
６．建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理

注１　建設業者が、建設業法の建設業の許可を受けている場合、請負の一環として設計等の業務も行う場合は、建設業の許可のほかに、建築士事務所の登録が必要です。
注２　法人等で支店、営業所等を設け、そこにおいて設計等を行う場合には、それぞれの支店等について建築士事務所の登録が必要です。

登録申請書（新規及び更新）の手引きと記入例

・新規申請の登録につきましては、申請書受理後から２週間程度の期間を要します。
・更新の申請は、有効期間満了の日前 30 日までにしなければなりません。（「建築士法施行規則第１８条」）
・建築士事務所登録の申請は、直接、一般社団法人北海道建築士事務所協会の**各支部**に書類を持参して、申請してください（原則として郵送等は不可ですので、ご希望の方は事前に各支部へお問い合わせください）。

・ホームページ（https://www.do-kjk.or.jp/download/）で登録申請書類等を入手できますが、一般社団法人北海道建築士事務所協会の各支部でも、一式 1,000 円にて販売しております。
・事務局所在地（https://www.do-kjk.or.jp/guide/）

●登録申請手数料と納入方法・手数料払込先について

＊登録申請手数料

一級建築士事務所登録（新規・更新）　26,400 円

二級建築士事務所及び木造建築士事務所（新規・更新）　22,800 円

＊納入方法

申請書を提出する前に、あらかじめ郵便局又はゆうちょ銀行の「払込取扱票」で、該当の登録申請手数料を現金振替納入の上、『建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」貼付用紙（別記第１号様式)』（ダウンロードできます）に、「振替払込請求書兼受領証」（原本）を貼り、申請用紙と一緒にご提出ください。

なお、登録申請用の「払込取扱票」は、各支部事務局にも備え置きますが、郵便局にある通常の「払込取扱票」もご使用になれます。その際、「払込取扱票」の通信欄には、登録する建築士事務所の種別（一級・二級・木造）をご記入ください。

＊手数料払込先

【郵便局又はゆうちょ銀行をご利用の方】

口座記号番号：０２７５０－２－７９６９３

加入者名（受取人）：一般社団法人　北海道建築士事務所協会

【他の金融機関をご利用の方】

銀行名：ゆうちょ銀行　金融機関コード：９９００　店番：２７９

店名：二七九店（ニナナキュウ店）預金種目：当座　口座番号：００７９６９３

加入者名（受取人）：一般社団法人　北海道建築士事務所協会

※払込手数料は登録申請者でご負担願います。

払込取扱票の記入例

現金振替納入後、こちらの半券（原本）を貼付用紙（別記第１号様式）に貼り付けて、申請書類と一緒に提出します。

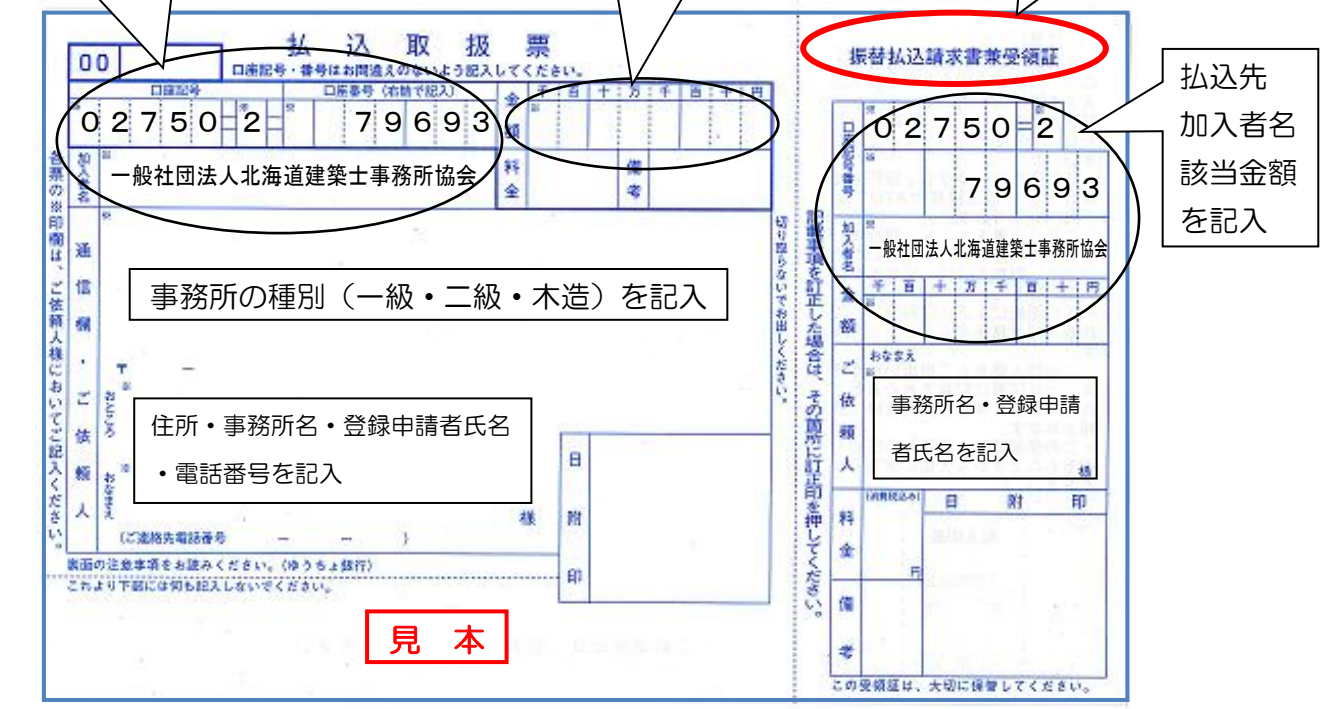

●事務所登録申請に必要な書類について（正本・副本）

＊法人の場合

申請書類（ダウンロード可）	
１．建築士事務所登録申請書（表紙と第五号書式第一面）	正・副 各１部
２．建築士事務所登録申請書　所属建築士名簿（第五号書式第二面）	２部（正・副）
３．建築士事務所登録申請書　役員名簿（第五号書式第三面）	２部（正・副）
４．業務概要書（第六号書式　添付書類イ）	２部（正・副）
５．登録申請者の略歴書（第六号書式　添付書類ロ）	２部（正・副）
６．管理建築士の略歴書（第六号書式　添付書類ロの２）	２部（正・副）
７．誓約書（第六号書式　添付書類ハ）	２部（正・副）
添付書類	
①　管理建築士の住民票（原本・直近３ヶ月以内のもの）	１部（正）
②　管理建築士の建築士免許証の写し ＊申請書持参の場合は、建築士免許証の原本も必ずお持ちください（確認後返却）	２部（正・副）
③　管理建築士の管理建築士講習修了証の写し	２部（正・副）
④　定款の写し（コピー可） ＊**「目的」には、１ページの 建築士事務所の登録 に掲げる１から６に該当する業務を具体的に記載してください。** ＊事業年度が記載されていることを必ずご確認ください。	２部（正・副）
⑤　会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書）（正本用は原本・副本用はコピー可、直近３ヶ月以内のもの） ＊**「目的」には、１ページの 建築士事務所の登録 に掲げる１から６に該当する業務を具体的に記載してください。** ＊事務所所在地が登記されていない場合は、機構図等で所在地が確認できるものの写し（郵便物等）	２部（正・副）
⑥　建築士事務所の所在地略図（ダウンロード可）	１部（正）
⑦　建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」（原本） ＊建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」貼付用紙（別記第１号様式・ダウンロード可）に貼り付けて提出	１部
⑧　管理研修会の受講証明書の写し（任意）	１部（正・副）

＊書類の綴じ方

正本に綴じる添付書類の順序	副本に綴じる添付書類の順序	
①　管理建築士の住民票 ②　管理建築士の建築士免許証の写し ③　管理建築士講習修了証の写し ⑧　管理研修会の受講証明書写し（任意） ④　定款の写し ⑤　会社法人用登記事項証明書 ⑥　所在地略図	②　管理建築士の建築士免許証の写し ③　管理建築士講習修了証の写し ⑧　管理研修会の受講証明書写し（任意） ④　定款の写し ⑤　会社法人用登記事項証明書	＊正本と副本は、留めずにお持ちください。
	正本・副本の順で綴じた書類の最後に、『⑦　建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」』貼付用紙（別記第１号様式）を綴じて、提出してください。	

＊個人の場合

申請書類（ダウンロード可）	
１．建築士事務所登録申請書（表紙と第五号書式第一面）	正・副 各１部
２．建築士事務所登録申請書　所属建築士名簿（第五号書式第二面）	２部（正・副）
３．業務概要書（第六号書式　添付書類イ）	２部（正・副）
４．登録申請者の略歴書（第六号書式　添付書類ロ）	２部（正・副）
５．管理建築士の略歴書（第六号書式　添付書類ロの２）	２部（正・副）
６．誓約書（第六号書式　添付書類ハ）	２部（正・副）
添付書類	
①　管理建築士の住民票（原本・直近３ヶ月以内のもの）	１部（正）
②　管理建築士の建築士免許証の写し ＊申請書持参の場合は、建築士免許証の原本も必ずお持ちください（確認後返却）	２部（正・副）
③　管理建築士の管理建築士講習修了証の写し	２部（正・副）
④　事務所所在地と登録申請者の住所が異なる場合 郵便物等、事務所所在地が確認出来るものの写し	１部（正）
⑤　建築士事務所の所在地略図（ダウンロード可）	１部（正）
⑥　建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」（原本） ＊建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」貼付用紙（別記第１号様式・ダウンロード可）に、貼り付けて提出	１部
⑦　管理研修会の受講証明書の写し（任意）	１部（正・副）

＊書類の綴じ方

<table>
<tr><td>正本に綴じる添付書類の順序</td><td>副本に綴じる添付書類の順序</td><td rowspan="2">＊正本と副本は、留めずにお持ちください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①　管理建築士の住民票
②　管理建築士の建築士免許証の写し
③　管理建築士講習修了証の写し
⑦　管理研修会の受講証明書写し（任意）
⑤　所在地略図</td><td>②　管理建築士の建築士免許証の写し
③　管理建築士講習修了証の写し
⑦　管理研修会の受講証明書写し（任意）</td></tr>
<tr><td colspan="2">正本・副本の順で綴じた書類の最後に、『⑥　建築士事務所登録申請手数料「振替払込請求書兼受領証」』貼付用紙（別記第１号様式）を綴じて、提出してください。</td></tr>
</table>

●公営住宅を事務所所在地とする事務所登録申請について

公営住宅法第 27 条の規定により、公営住宅の入居者は、住宅以外の目的に使用してはならないことになっており、公営住宅を自宅兼建築士事務所として使用することは、公営住宅法違反になります。

なお、公営住宅を事務所として使用する場合は、公営住宅の設置者（知事、市町村長）の承認が必要となり、承認を得た場合に限り、建築士事務所として併用することが可能となります。

また、建築士法第 23 条の４の規定により、建築士事務所の開設者は、公衆の見やすい場所に、「建築士事務所の名称、登録番号、管理建築士の氏名等」を記載した**「標識」**を掲示しなければならないことになっており、「標識」を掲示していない場合は、建築士法違反になります。「標識」を掲示するためには、設置者の承認が必要となります。

●申請書類の記入要領

１．建築士事務所登録申請書（表紙と第五号書式第一面）

【登録申請者氏名】

・登録申請者が法人である場合は、その法人名、申請者の役職名及び氏名を記入してください。

・登録申請者が個人である場合は、登録申請者の氏名を記入してください。

【建築士事務所の名称】

・登録申請者が法人である場合は、その法人名を必ず使用してください。

なお、法人名の前後に建築士事務所である旨の表示は自由です。

【建築士事務所の所在地】

・郵便番号及び電話番号も必ず記入してください。

【建築士事務所を管理する建築士】

・登録番号欄には、建築士免許登録番号を記入して下さい。

その際、二級建築士と木造建築士の登録番号で、支庁名略がついている場合は、必ず記入してください。　〔例〕（石）第７７７７号

【現登録年月日及び登録番号】

・登録の更新をしようとする場合のみ記入してください。

２．建築士事務所登録申請書　所属建築士名簿（第五号書式第二面）

・建築士の資格を有する者、全員について記入してください。

・所属建築士の氏名には必ずふりがなをつけてください。

・二級建築士と木造建築士の登録番号で、支庁名略がついている場合は、必ず記入してください。　〔例〕（石）第９９９９号

・全ての所属建築士をこの書類に書ききれない場合は、別紙として添付してください。

３．建築士事務所登録申請書　役員名簿（第五号書式第三面）

・この書類は、登録申請者が法人である場合にのみ提出してください。
・登録上の代表者を筆頭に役員全員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものとして、代表権を有する支配人又は理事等をいい、取締役でない支店長は含まれない）を記入してください。
・氏名には必ずふりがなをつけてください。
・全ての役員をこの書類に書ききれない場合は、別紙として添付してください。

４．業務概要書（第六号書式　添付書類イ）

＊新規登録の場合

白紙のまま添付してください。

＊更新登録の場合

現登録期間内の業務について、主なものを最近のものから順次記入してください。
業務内容欄には、設計、工事監理と明確に記入してください。

５．登録申請者の略歴書（第六号書式　添付書類ロ）

６．管理建築士の略歴書（第六号書式　添付書類ロの２）

・登録申請者と管理建築士が同一人の場合は、管理建築士の略歴書の記入は省略することができます。用紙は白紙のまま添付してください。
・学歴欄には、最終学歴を記入してください。
・職歴欄には、最終学校を卒業（中退）後の職歴を、最近のものから順次記入してください。

７．誓約書（第六号書式　添付書類ハ）

・登録申請者が法人の場合は、法人名、申請者の役職名及び氏名を記入してください。
・登録申請者が個人である場合は、登録申請者の氏名を記入してください。

＊この誓約書は、登録申請者が建築士法第２３条の４の規定による登録拒否要件に、該当しないことを誓約するものですが、法人の場合は、役員全員がその対象となりますので注意してください。

●記入例（正・副共通です）

登録年月日	令　和　　年　　月　　日
登 録 番 号	北海道知事登録　（　　）　第　　号

こちらには何も記入しないでください

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

書類を提出する日を記入

申請年月日　　令和　８年　４月　１日

登録申請者住所　　**札幌市中央区大通１丁目１番１号**

登録申請事務所の名称　　**北海道建築設計株式会社**

登録申請者氏名　　**代表取締役　　北海　建男**

登録申請者の住所・名称・氏名を記入
（定款や商業登記事項証明書に記載されている
本店と代表者）

この部分には何も記入しないでください

第五号書式

□

一級
~~二級~~
~~木造~~

建築士事務所登録申請書

（第一面）

〔記 入 注 意〕
1 ※印欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

※手 数 料 欄	
令和　　年　　月　　日	手数料納入済

一級
~~二級~~ 建築士事務所の登録を申請します。
~~木造~~

この申請書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。

令 和 8年 4月 1日

書類を提出する日を記載

北海道建築設計株式会社
代表取締役
登録申請者氏名 北海 建男

北海道指定事務所登録機関
一般社団法人北海道建築士事務所協会会長 様

建築士事務所		名称（ふりがな）	ほっかいどうけんちくせっけいかぶしきがいしゃ 北 海 道 建 築 設 計 株 式 会 社		
		所在地	札幌市中央区大通1丁目1番1号 郵便番号 ９９９－９９９９　　電話（８８８）８８８－８８８８		
		一級建築士事務所二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
登録申請者	個人であるとき	氏名（ふりがな）		建築士の資格	一級建築士 □ 二級建築士 □ 木造建築士 □ な し □
		住所			
	法人であるとき	名称（ふりがな）	ほっかいどうけんちくせっけいかぶしきがいしゃ 北 海 道 建 築 設 計 株 式 会 社		
		事務所所在地	札幌市中央区大通1丁目1番1号		
管理する建築士事務所を建築士		氏名（ふりがな）	さっぽろ いちろう 札 幌 一 郎	登録番号	第９９９９９号
		一級建築士二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
		管理建築士講習を修了した年月日	平成２１年１１月 ５日	修了証番号	０８１Ａ－９９９９９Ｐ
現登録年月日及び登録番号			令和 3年 5月 2日 北海道知事登録（ 石 ）第９９９９号	※審査	
更新 ☑ 新規 □	※登録年月日及び登録番号		令和 年 月 日 北海道知事登録（ ）第 号		

二級・木造建築士の登録番号で、支庁名略がついているものは、必ず記入。
〔例〕（石）第７７７７号

（第二面）

所　属　建　築　士　名　簿

（記入注意）　全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に✓を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏　　名	一級建築士 二級建築士 又は木造 建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
さっぽろ　いちろう 札幌　一郎	一級	第９９９９９号		構造設計 一級建築士	第３３３号
はこだて　たろう 函館　太郎	一級	第８８８８８号			
あさひかわさぶろう 旭川三郎	二級	(十)第７７７７号	北海道		
ほっかい　たてお 北海　建男	二級	(石)第６６６６号	北海道		
おたる　ごろう 小樽　五郎	木造	(網)第５５号	北海道		

講習修了証番号〔例　第○○A○－○○○○○N号〕ではなく、構造設計一級建築士証　又は　設備設計一級建築士証番号〔例　第○○○号〕を記入してください。

（備考）

別紙　有　□　　無　☑

計　　5名

一級建築士	2名
二級建築士	2名
木造建築士	1名
構造設計一級建築士	1名
設備設計一級建築士	名

（第三面）

役　員　名　簿

（記入注意）
1　この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
2　全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に✓を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

氏名（ふりがな）	性別	役名	生年月日
ほっかい　たてお 北海　建男	男・女	代表取締役	昭和　３４年　２月　３日
ほっかい　ゆきこ 北海　雪子	男・女	取締役	昭和　３６年　１２月　２５日
ほっかい　はるお 北海　春男	男・女	取締役	昭和　５９年　４月　１７日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日
	男・女		年　月　日

（備考）
別紙　有　□
　　無　☑

第六号書式

添 付 書 類（イ）

業 務 概 要 書

（記入注意）
1　最近のものから順次記入してください。
2　〔例〕

甲 野 太 郎	北海道	甲野ビル 貸事務所	鉄筋コンクリート造 延三階建 500 平方メートル	設計及び 工事監理	令和 3.1.1～ 令和7.12.31

注 文 者	建 築 物 所 在 地 都道府県名	建築物の名称及び用途	構 造 及 び 規 模	業 務 内 容	期 間
室蘭　好夫	北海道	鈴木ビル 商業施設	鉄筋コンクリート造 延 6 階建 800 ㎡	設計及び 工事監理	令和 7.6.10 ～令和7.12.1
苫小牧　良男	北海道	マンション佐藤 賃貸住宅	鉄筋コンクリート造 延 4 階建 600 ㎡	設計及び 工事監理	令和 6.4.5 ～令和6.10.5

添 付 書 類（ロ）

略　　歴　　書（登録申請者）

（記入注意）
1　職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2　勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名（ふりがな）		北海　建男（ほっかい　たてお）			生年月日	昭和34年2月3日
建築士の資格		一級建築士□ 二級建築士☑ 木造建築士□ な　し□	登録番号	（石）第6666号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	北海道
学歴	年　月　日	学校名及び学科名			卒業・修了・中退の別	
	昭和５６年３月３１日	北乃大学　建築学科			卒　業	
職歴	期間 年月～年月	勤務先			地位・職名	
	平成１３年４月～現在	北海道建築設計株式会社			代表取締役	
	昭和56年４月～ 平成１３年３月	北乃国建設株式会社			営業課長	

添 付 書 類（ロ）の２

略　　歴　　書（管理建築士）

（記入注意）
1　職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2　勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名（ふりがな）		札幌　一郎（さっぽろ　いちろう）		生年月日	昭和40年10月2日
建築士の資格	一級建築士☑ 二級建築士□ 木造建築士□ な　し□	登録番号	第99999号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	

	年　月　日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別
学歴	昭和63年３月３１日	南乃大学工学部建築学科	卒　業

	期間 年 月 ～ 年 月	勤務先	地位・職名
職歴	平成１３年７月～現在	北海道建築設計株式会社	設計係長・管理建築士
	昭和６３年４月 ～平成１３年６月	株式会社南海建築事務所	設計主任

注　登録申請者が建築士事務所を管理する建築士を兼ねているときは、省略できます。

添　付　書　類（ハ）

誓　　約　　書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

北海道建築設計株式会社

代表取締役

登録申請者の氏名又は名称　**北海　建男**

北海道指定事務所登録機関

一般社団法人北海道建築士事務所協会会長　様

記

1　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2　拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 13 条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11 において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者

3　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

4　建築士法第９条第１項第４号又は第 10 条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者

5　建築士法第 26 条第１項又は第２項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して５年を経過しないもの）

6　建築士法第 26 条第２項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前１年内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）

7　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（９において「暴力団員等」という。）

8　精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

9　暴力団員等がその事業活動を支配する者

10　建築士事務所について建築士法第 24 条第１項及び第２項に規定する要件を欠く者

11　拘禁刑以上の刑に処せられた者（２に該当する者を除く。）

12　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（３に該当する者を除く。）

〔記入注意〕１　登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

２　２から9まで、11 又は 12 のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

建築士事務所　所在地　略図

一級
~~二級~~
~~本造~~

事務所の名称　　**北海道建築設計株式会社**

事務所所在地
〒９９９－９９９９
札幌市中央区大通１丁目１番１号
電話（８８８）８８８－８８８８

N

建築士事務所の所在地がわかるように、道路名・駅名・停留所等、周辺の地図をご記入ください。
住宅地図等をコピーしたものを貼り付けても構いません。

注意　建築士事務所の所在がわかるように、必要な道路名、駅名、停留所等を記入してください。